

「こどもまんなか熊本・実現計画」 に関する補足資料

令和6年（2024年）9月10日
健康福祉部



こどもまんなか熊本・実現計画 基本的な方針（イメージ）

- 全てのこども・若者の幸せな暮らし・成長への支援や、家庭や子育てに夢を持てる社会環境の整備を、ライフステージに応じて切れ目なく実施するほか、こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする。
- 併せて、支援に当たっては、関係機関と連携した社会全体の機運醸成を図り、県民とともに未来を創ることを「こどもまんなか熊本・実現計画」の基本的な方針とする。

家庭や子育てに
夢を持ち、
子育てに伴う喜びを
実感できるようにする

全てのこども・若者
が幸せに暮らし、成長
できるようにする

こどもや若者、子育
て当事者を支援する
人が笑顔で接するこ
とができるようにす
る

こどもや若者、子育て当事者の
ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する

関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う

県民とともに未来を創る

「こどもまんなか熊本・実現計画」の推進体制の概要

県の役割

県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していく。

また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取組みを進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていく。

※ 詳細は、こども計画中間整理案を参照下さい。

市町村の役割

市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待される。

また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待される。

こども



子育て当事者の役割

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待される。

教育・保育等を行う者の役割

こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待される。

県民と事業者の役割

県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの育ちを支えていくよう努めることが期待される。

県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

- ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

参 考

市町村における合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

※建制順

建制順	市町村名	合計特殊 出生率	順位	
			今回	前回 ★
1	熊本市	1.53	42	44
2	八代市	1.57	41	29
3	人吉市	1.75	13	8
4	荒尾市	1.60	36	24
5	水俣市	1.59	39	27
6	玉名市	1.63	30	35
7	天草市	1.78	9	11
8	山鹿市	1.66	23	38
9	菊池市	1.66	23	30
10	宇土市	1.63	30	36
11	上天草市	1.67	21	33
12	宇城市	1.62	34	37
13	阿蘇市	1.65	25	18
14	合志市	1.88	3	9
15	美里町	1.40	44	43
16	玉東町	1.63	30	39
17	和水町	1.51	43	25
18	南関町	1.58	40	31
19	長洲町	1.71	15	16
20	大津町	1.74	14	10
21	菊陽町	1.78	9	13
22	南小国町	1.70	18	26
23	小国町	1.87	4	20

建制順	市町村名	合計特殊 出生率	順位	
			今回	前回 ★
24	産山村	1.65	25	32
25	高森町	1.71	15	21
26	南阿蘇村	1.70	18	40
27	西原村	1.60	36	41
28	御船町	1.64	28	45
29	嘉島町	1.85	5	12
30	益城町	1.84	6	22
31	甲佐町	1.60	36	14
32	山都町	1.81	8	4
33	氷川町	1.63	30	42
34	芦北町	1.65	25	34
35	津奈木町	1.62	34	23
36	錦町	1.95	1	1
37	あさぎり町	1.76	11	5
38	多良木町	1.71	15	6
39	湯前町	1.76	11	17
40	水上村	1.92	2	3
41	相良村	1.70	18	7
42	五木村	1.64	28	28
43	山江村	1.82	7	2
44	球磨村	-	-	19
45	苓北町	1.67	21	15

出典：厚生労働省「平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況」を基に子ども未来課作成。

※★前回（平成25年～平成29年）の順位

※5年に1度公表。次回は、令和10年度（R5～R9年度（H30～R4年度は令和5年度に公表））

※「人口動態保健所・市区町村別統計」は、人口動態統計として公表している各事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚）について、国勢調査の年を中心とした5年間の日本における日本人のデータ＊を基に、保健所及び市区町村（区は特別区及び行政区としている。以下同じ。）ごとに作成したものであり、昭和58年～62年を初回とし、今回が8回目である。本概況は、令和2年を中心とした平成30年～令和4年の人口動態統計（確定数）の出生数及び死亡数、並びに令和2年国勢調査による日本人人口（確定数）を基に、出生に関する指標である合計特殊出生率と、死亡に関する指標である標準化死亡比について市区町村別に作成したものである。なお、市区町村別の合計特殊出生率及び標準化死亡比は、人口規模の小さい地域では、出生数や死亡数の少なさに起因して数値が不安定となるため、小地域の指標の推定に有力なベイズ推定を用いて推定した。

＊ 日本に住んでいる日本人に係る日本において発生した各事象の全数（前年以前に発生したものを除く。）を対象としている。

市町村別の人口と出生数（令和4年）

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
1	熊本市	737,850	5,792
2	八代市	120,436	666
3	人吉市	30,227	195
4	荒尾市	49,528	268
5	水俣市	22,495	122
6	玉名市	62,919	402
7	天草市	72,696	366
8	山鹿市	47,634	271
9	菊池市	45,483	274
10	宇土市	35,689	260
11	上天草市	23,466	100
12	宇城市	56,236	360
13	阿蘇市	24,178	123
14	合志市	63,037	577
15	美里町	8,801	27
16	玉東町	5,030	38
17	和水町	8,992	45
18	南関町	8,544	41
19	長洲町	14,926	85
20	大津町	35,840	304
21	菊陽町	44,243	431
22	南小国町	3,644	19
23	小国町	6,368	22

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
24	産山村	1,345	10
25	高森町	5,610	22
26	南阿蘇村	9,614	39
27	西原村	6,572	38
28	御船町	16,408	110
29	嘉島町	9,826	81
30	益城町	32,799	272
31	甲佐町	9,971	46
32	山都町	12,735	51
33	氷川町	10,672	44
34	芦北町	14,823	67
35	津奈木町	4,123	14
36	錦町	10,027	81
37	あさぎり町	14,203	71
38	多良木町	8,701	39
39	湯前町	3,494	17
40	水上村	1,945	8
41	相良村	3,906	22
42	五木村	880	2
43	山江村	3,131	15
44	球磨村	2,018	8
45	苓北町	6,701	30